

# インター周辺の開発 について

河田 晃明議員

・質問 羽生市の表玄関である羽生インターチェンジ周辺の約三十ヘクタールの土地が十五年余りも放置されたままになっている。

方策を伺いたい。

・答弁(都市整備部長)

東北自動車道羽生インターチェンジ周辺の土地は、昭和六十一年に、市が開発計画を表明し、県によるテクノグリーン構想短期開発候補地としての位置づけがなされた。平成元年には、市の基本構

想で同地区を流通系業務団地として位置づけ、これを受けて県企業局が流通団地造成を計画し、地権者に対して説明会が開催されたが、平成三年に同地区の土地の一部において民間開発業者による地上げが行われ、県企業局が事業化を断念したという経緯がある。その後、現在に至るまで、さまざま民間開発業者が同地区の開発に名乗りを上げ、数々の開発相談があつたが、開発しやすい部分のみの虫食いの開発を認めることは、

同地区の将来にとって望ましくないことから、一貫して全体開発、一体開発を求めてきたところである。

しかし、地権者の合意が得られず、未開発のまま現在に至っている状況である。

同地区は、現在も基本構想上の流通業務団地としての位置づけは変えておらず、今後の市の発展のためにも重要な地区であると認識しており、民間開発業者から地権者の同意のもと、一体的な開発の提案がなされるならば、可能な限りバックアップしていきたいと考えている。

今後、開発の方針が決まった場合には、農地転用や除外の許可、都市計画法に基づく区域指定など、関係機関と調整を図り、同地区の整備に對して、積極的に取り組んでいきたい。

## その他の質問

・平成十八年度教職員人事異動について

・平成十八年度予算編成と有効活用について

# 耐震対策としての地区避難場所 強度検査について

松本 敏夫議員

・質問 高層建築物の耐震強度偽装問題が大きな社会問題になっているが、大地震の際の各地区避難場所の耐震強度、耐震診断、耐震補強の状況は、どのようか伺いたい。

学校施設、中学校施設、県立高校、羽生高等技術専門学校、各地区公民館、市民プラザ、市体育館、女性センター、ワークヒルズ羽生の三十一箇所を指定している。

このうち、昭和五十六年以降に建築された建物、いわゆる新耐震基準により建設され

た建物は、北小、新郷第一小、新郷第二小、須影小、岩瀬小、川俣小、手子林小、三田ヶ谷小、西中の各体育館、中央、新郷、岩瀬、井泉、手子林、三田ヶ谷の各公民館、市民プラザ、ワークヒルズ羽生、羽生高等技術専門学校である。

また、新耐震基準の対応がなされていない建物で、その後耐震補強を実施した施設は、小・中学校校舎全校、県立高校校舎全校、南小体育館であり、耐震補強はまだ実施していないが、耐震診断を実施し

ている施設は、南中、東中体育館で、今後計画的な耐震化を図っていきたい。

そして、現在のところ、耐震診断を実施していない施設は、井泉小体育館、村君小体育館、須影公民館、川俣公民館、村君公民館、女性センター、サブアリーナを除く市体育館の七施設となっている。

井泉小、村君小体育館については、今後、耐震補強あるいは建て直しの両方面から検討、須影、川俣、村君の各公民館、女性センター、市体育

館については、耐震診断を計画的に実施していきたい。

その他の質問

・ストレスを抱える小・中学生について

・新耐震基準とは

昭和五十六年六月に建築基準法施行令が改正され、改正前の「震度五級の地震でほぼ無傷」という基準に「震度七級の揺れで倒壊しない」という基準が加わった現在の基準を新耐震基準という。

本市では、地域防災計画で、地震の際の避難所として、小

降に建築された建物、いわゆる新耐震基準により建設され